

住まいの耐震診断・耐震改修補助金

要件

- ☐ 昭和56年5月31日以前に工事着手した木造住宅
- ☐ 一戸建て住宅、共同住宅及び長屋（2階以下かつ1,000㎡未満）
- ☐ 店舗併用住宅も対象（延床面積の半分以上を居住の用に供するもの）
- ☐ 建築基準法の規定に基づく違反がないこと



耐震診断

耐震診断に対し費用の一部を補助

	対象者	補助率	限度額
一戸建て住宅	所有者 又は 居住者	4/5	12万円
共同住宅・長屋			

防火改修工事

防火改修工事を行う際に費用の一部を補助

	対象者	補助率	限度額
一戸建て住宅	所有者 又は 居住者	1/2	50万円
共同住宅・長屋			

耐震改修工事

耐震診断により「評点1.0未満」と判断された住宅を「評点1.0以上」とする耐震改修工事を行う際に費用の一部を補助

	対象者	工事内容	補助率	限度額	
一戸建て住宅	所有者 又は 居住者	耐震改修工事	10/10	210万円 ※1	280万円
		加算工事	1/2	70万円	
共同住宅 ・長屋	所有者 又は 居住者	耐震改修工事	10/10	105万円/住戸 420万円	460万円
		加算工事	1/2	40万円	

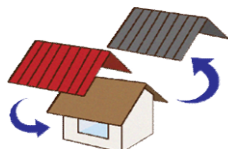
加算工事とは…

耐震改修工事と併せて、次のいずれかに該当する耐震化工事

- ・基礎の新設及び既存の基礎を補強する工事
- ・重い屋根を軽い屋根（金属又は石綿スレート等）に葺き替える工事
- ・建物の減築に係る工事



基礎の補強



屋根の軽量化



減築

※1 耐震改修利子補給制度を利用する住宅については、限度額152.5万円/戸（国が利子相当額57.5万円を負担）

予算の範囲内での補助金のため、受付期間が早く終了する場合があります

<お問い合わせ先>

小松市役所 都市創造部 建築住宅課

〒923-8650 小松市小馬出町91番地

TEL: (0761) 24-8105

小松市耐震補助

検索

※詳しくは小松市ホームページをご覧ください。

